

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 施設管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）の運用管理、並びに障害対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムの運用管理及び保守業務は、ライセンスを有している業者のみが可能であり、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、豊野浄水場、桜宮配水場及び柴島浄水場に設置している監視制御設備及び豊野浄水場に設置しているオゾン設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社へ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 水道局工事等積算システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、土木工事等における設計積算業務の効率化及び迅速化、正確化を目的として開発し、施設整備や維持管理にかかる工事費の積算を行うために利用している水道局工事等積算システム（以下「本システム」という。）について、運用管理、障害管理及び問い合わせ対応のシステム保守を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧させる必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは東芝デジタルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部土木施設課技術監理担当（電話番号 06-6616-5524）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 水道局土地台帳管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、許可書・図面等のデータを編集・閲覧・検索できるよう管理する水道局土地台帳管理システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるよう、システムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは現在、オープン化及び令和7年度に予定する水道局次期統合基盤（以下「次期統合基盤」という。）への切替えに向け、上記業者へ改修業務を委託しており、本業務は改修後の本システム（以下「次期システム」という。）を対象とするものです。

本業務では次期統合基盤への本システム及び格納されている許可書等のデータ移行業務を含みますが、仮に上記業者以外が本業務を履行し、移行時等に障害が発生した場合、その原因が改修業務によるものなのか、本業務の履行によるものなのか原因の特定が困難になり、安定的な稼働が出来ない恐れがあります。

また、複数業者へのヒアリングにおいても、本業務の履行にあたり障害が発生した場合、原因の特定が困難であるため責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができるのは、株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部管財課（電話番号 06-6616-5458）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

浅野アタカ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場（下系）及び大阪市豊野浄水場に設置している酸注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、アタカ大機株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせ製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

なお、アタカ大機株式会社は吸収合併により当該設備の保守点検業務を日立造船株式会社に事業継承しており、さらに日立造船株式会社は当該設備の保守点検業務については浅野アタカ株式会社に移管しております。

同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、浅野アタカ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行い、技術的な問題解決や運用支援に伴う軽微なソフトウェアの改修を行うものです。

本システムは富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して、富士通株式会社が当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6616-5420）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外5か所配水管理設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）に設置している配水管理設備並びに大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）、鶴見配水場、住吉配水場、北港加圧ポンプ場及び舞洲給水塔に設置している監視制御設備並びに夢洲流量圧力計測設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

当該設備の制御を行う制御装置等の構成、プログラム及び各装置の機能は、横河電機（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したもので、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該設備にかかる保守点検業務は横河ソリューションサービス（株）へ事業継承されており、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは横河ソリューションサービス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 お客さまセンター管理業務委託

2 契約の相手方

阪急阪神ビルマネジメント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまセンター入居建物における付帯設備の保守点検・清掃等を行い、施設を維持管理する業務です。

お客さまセンターが入居する福島阪神ビルディングの賃貸借契約は、所有者である阪神電気鉄道株式会社と締結しています。

本業務の実施について、賃貸借契約書において阪神電気鉄道株式会社から当建物の管理業務を委託されている阪急阪神ビルマネジメント株式会社と別途契約を締結することとされています。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

大阪市水道局（以下、当局という。）は、近畿圏における中核となる水道事業体の一つとして、「水道ビジョン(平成16年6月厚生労働省策定)」で示された広域化の基本理念に基づき、平成18年度から、周辺事業体と技術協力に関する連携協定を締結し、これまで培ってきた技術やノウハウを活用して、各事業体のニーズに合わせた技術支援を実施している。また改正水道法に合わせて示された「水道の基盤を強化するための基本的な方針(令和元年9月30日厚生労働省告示)」の趣旨から、府域内外における水道事業の基盤強化に中核となって取り組むことが求められている。また海外においても「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け、上下水道に係る社会基盤施設整備の需要が拡大しており、当局はこれまで実施してきた技術交流等を通じ、海外事業体との信頼関係醸成に努めるとともに、民間企業との連携を一層強化し、民間企業と水道の整備・改善に取り組む海外水道事業体とをつなぐコーディネーターとして、民間企業の案件形成、事業実施を支援することで、開発途上国の水道改善に貢献するための取組を拡充していく必要があるとしている。このような状況を踏まえ、今後の取組方針を示した令和2年2月「大阪市水道 広域連携・海外展開戦略」（以下、「当戦略」という。）を策定し公表した。

当戦略では、国内においては、改正水道法の趣旨を踏まえ、関西圏を代表する大規模水道事業者として、技術支援を拡充することで、府域内外の水道事業の基盤強化に貢献するとしており、海外においても、従来実施してきた技術交流等を通じ、海外事業体との信頼関係構築を図りつつ、優れた技術を有する民間企業と一体となって戦略的に開発途上国における水道事業の改善に取り組む体制を整備するとともに、海外事業体と民間企業のビジネスマッチングの機会を創出する仕掛けづくりを行うことで、在阪企業をはじめ、海外進出に意欲のある企業を支援していくこととしている。また、これらの国内外の取組を、本市水道事業へ影響を与えることなく、効率的かつ効果的に推進するため、当該契約相手方を活用して、「大阪水道グループ」として一体となつて、事業推進することを基本方針としている。

本業務は、当局が推進する水道事業における広域連携及び海外展開を円滑に実施していくために、水道に関する総合的な技術やノウハウ及び豊富な実績と経験を有した当該契約相手方からサポートを受けることを目的とし、当局が周辺水道事業体から受託している技術支援業務について、進捗会議へ出席し技術的な助言や提案、資料作成、

管路更新工事に係る施工監理などを当局と一体となって業務を行うとともに、支援ニーズの把握や支援業務の精度向上を目的とした周辺水道事業者へのニーズ調査を共同で行うほか、海外水ビジネスパートナー制度の事務局として、パートナー事業者への海外水ビジネスのニーズに関する情報発信やパートナー事業者の海外水ビジネス展開に関する案件形成の補助を行うものである。こうした市町村や海外事業者に対する支援に関する総合的な技術やノウハウ・人材については、安定的かつ継続的に確保し、将来にわたって継続して支援業務を行っていく必要がある。

当該業務は、当局と一体となって進めていく必要があり、当局が担うべき役割を熟知し、当局と同等の技術力・水道事業に関するノウハウを保有していることや、水道事業者の現場経験を活かした立場から、周辺事業者や海外事業者への助言に加え、コンサルタント会社や請負業者等に対しての指導経験といった専門の知識と技術が必要となる。

当該契約相手方である株式会社大阪水道総合サービスは、本市の外郭団体として長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託し、水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積している。近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねており、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村や海外事業者に効率的かつ効果的に、継続して提供することができる唯一の民間事業者である。

以上のことから、当該契約相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当
(電話番号06-6616-5507)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社磯村

3 随意契約理由

本業務は、泉尾配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社磯村が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社磯村が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

中電技術コンサルタント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、給水装置竣工図書のデータをFAX送信するための給水装置竣工図書ファイリングシステム（以下「本システム」という。）について、本システムを安定稼働等できるようにシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは、上記業者が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因が本システム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは中電技術コンサルタント株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5483）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 水道事業体への研修の実施他業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、当局が体験型研修センターで実施している他都市水道事業体への研修における講師や、研修の申込受付、会場設営等の準備、研修当日の受付や進行等の運営、受講料の徴収等の研修業務（以下「研修業務」という。）並びに体験型研修センター施設・設備の点検等の施設管理業務（以下「施設管理業務」という。）等を行うものです。

このうち研修業務は、体験型研修センターの施設・設備を使用して当局が実施していた研修内容と同等の水準を確保する必要があります。そのため、契約相手方は当局と同等の水道トータルシステムに係る高度な技術とノウハウを保有していることが必要となります。

また、施設管理業務は、本研修で使用する体験型研修センターの浄水設備棟と機械・電気棟を対象に、日常巡視点検を行うとともに、研修で使用する設備の機能確認など、研修が確実に実施できるよう施設・設備の状態を把握するものでありますので、研修と一体で委託する必要があります。

なお、上記業者は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託することにより水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを有しており、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村からの委託を受けて水道事業に関する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援の実績を積み重ねています。

さらに、本市水道事業の知識や技術を豊富に有する当局退職者を数多く採用し、本業務の講師業務の人材を確保するなど、本市水道事業の技術やノウハウを他の水道事業者である市町村に効率的かつ効果的に提供することができる唯一の民間事業者であります。

このように本業務にて実施する人材育成の支援について、本市水道事業の技術やノウハウを豊富に有しているのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課広域連携・海外支援担当

(電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 5 0 7)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社カクタス

3 随意契約理由

本業務は、市内6カ所に設置している常設型給水スポット及び各種イベントで使用する移動型給水スポットを安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持することを目的に保守点検を行うものです。

当該給水スポットは、株式会社カクタスが独自にデザイン設計・製作・設置を行ったもので、他に同様の機器がない唯一のものであり、保守点検を行うにあたっては、内蔵している冷水機及び電気制御全般を含めて、本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、給水スポットに障害が発生した場合、その原因が給水スポットの問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、株式会社カクタスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課（電話番号06-6616-5404）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する、水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）を安定的に稼働させ、常に良好な状態を維持するとともに、予防保全及びソフトウェア等の障害や問題発生時の早期解決や復旧を目的とするものです。

本システムは、富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守業務、当該パッケージ製品の著作権については富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号06-6616-5453）

水道局総務部管財課（電話番号06-6616-5464）

随意契約理由書

1 案件名称

水道局庶務事務・人事給与システム統合基盤移行対応及び OS 更新業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、勤怠管理や給与支給だけでなく、人事考課や研修履歴などを一元的に管理する庶務事務・人事給与システム（以下「本システム」という。）を現行統合基盤から新統合基盤へ安全に移行し、サーバ OS についても現行サーバ OS（windows2016sv）から新統合基盤で払い出される新サーバ OS（windows2022sv）に更新し稼働させることを目的とするものです。

本システムは、富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守及び改修業務、当該パッケージ製品の著作権については富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 2 0 ）

随意契約理由書

1 案件名称

水道局財務会計システム統合基盤移行対応及び OS 更新業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、DX 推進課が管理する統合基盤が令和 8 年 2 月から新たに稼働するあたり、予算・決算・契約・在庫等を管理する、水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）を現行統合基盤から新統合基盤へ安全に移行し、サーバ OS についても現行サーバ OS（windows2016sv）から新統合基盤で払い出される新サーバ OS（windows2022sv）に更新し稼働させることを目的とするものです。

本システムは、富士通株式会社のパッケージ製品である「IPKNOWLEDGE」に対して当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものです。

本システムに関する運用保守及び改修業務、当該パッケージ製品の著作権については富士通 J a p a n 株式会社に移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号 0 6 － 6 6 1 6 － 5 4 5 3）

水道局総務部管財課（電話番号 0 6 － 6 6 1 6 － 5 4 6 4）